

秋田4号の廃止時期の変更および 東新潟港1号・港2号の廃止について

当社は、2022年度の供給計画^{※1}（電源開発計画）において、2023年3月に廃止する予定としていた秋田火力発電所4号（秋田県秋田市）の廃止時期を、2024年7月に変更することといたしました。

また、2021年3月から長期計画停止^{※2}している東新潟火力発電所港1号および港2号（新潟県北蒲原郡聖籠町）を、2022年11月に廃止することといたしました。

秋田4号については、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界的に全ての燃料種の価格が急騰している中、足元においては、石油火力である同設備を活用することが電力の安定供給に資すると判断し、設備の経年化も考慮した上で、廃止時期を変更するものです。

一方、東新潟港1号・港2号については、設備の経年化が著しく、廃止の具体的な時期を検討しておりましたが、上越火力発電所1号の営業運転開始（2022年12月予定）に向けた試運転の状況等を踏まえ、2022年11月に廃止するものです。

当社は、引き続き、火力発電所の効率的な設備形成・運用に取り組むことで、電源の競争力強化に努めてまいります。

【廃止計画】

設備	地点名	出力 (万kW)	燃料種別	廃止時期
火力	秋田4号 (秋田県秋田市)	60	重油・原油	2024年7月
	東新潟港1号 (新潟県聖籠町)	35	LNG	2022年11月
	東新潟港2号 (新潟県聖籠町)	35	LNG	2022年11月

以上

※1 供給計画は、今後10年間の電力需要の見通しや電力需給の計画等を取りまとめたもので、電気事業法第29条に基づき、計画対象年度の前年度末までに、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届出を行うことが求められており、2022年度供給計画の概要は、2022年3月31日にお知らせ済み。

※2 中長期的な需給状況などを踏まえ、稼働する見通しが無い発電設備を計画的に停止すること。